

平成30年度 さいたま市

## 私立幼稚園保育料等の減免措置について（保護者案内）

さいたま市では、私立幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育のより一層の振興を図るため、就園奨励事業を実施しています。これは、さいたま市が一部国の補助を受けて私立幼稚園に補助金を交付し、幼稚園が保護者の入園料や保育料（以下「保育料等」といいます。）を減免するものです。

### 1 減免対象園児

次の①及び②のすべてに該当する方

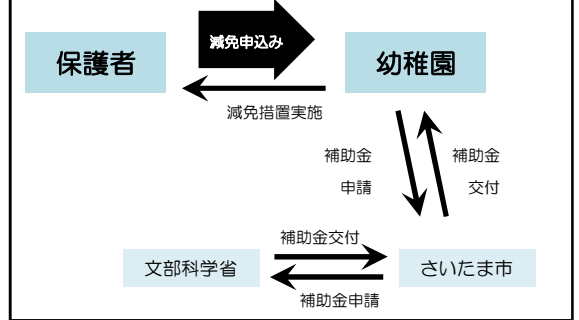
- ① 私立幼稚園に在園している満3歳児及び3～5歳児
- ② さいたま市に住民登録のある園児

### 2 手続き方法

保育料等の減免措置の「申込み」は、幼稚園に対して行います。

「保育料等減免措置に関する調書」（以下「調書」といいます。）に必要事項を記入、押印し、裏面に添付書類（必要な方のみ）を貼付の上、幼稚園へ提出してください。

<減免措置イメージ>



### 3 提出書類

- ① 調書
- ② 添付書類（下表を参考に、調書裏面に貼付してください。）

添付書類が必要になる方	必要書類
1 下記2～9に当てはまらない方	添付書類は不要です。
2 平成30年1月1日時点では、さいたま市外に住民登録があった方（単身赴任・里帰出産等も含む）	次のいずれか一つ ・「平成30年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の全体の写し ・「平成30年度 市民税・県民税 税額決定 納税通知書」の全体の写し ・「平成30年度 市民税・県民税 所得（課税）証明書」の原本（ <b>税額控除、所得控除、扶養状況の記載があるもの</b> ）
3 平成29年中に海外勤務をしていた時期があった方	・「保育料等の減免措置に関する給与証明書（海外勤務者用）」 （書式を幼稚園で受け取り、勤務先給与担当部署に作成を依頼してください。）
4 兄・姉が別の幼稚園・認可保育所・認定こども園・特別支援学校幼稚部に通園している	・各施設が発行する当該兄・姉の「在園証明書」
5 兄・姉が児童心理治療施設（旧：情緒障害児短期治療施設）に通所している又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している	・当該兄・姉の「通所受給者証」の写し
6 中国残留邦人等として給付を受けている方	・さいたま市各区役所福祉課が発行する「支援給付受給証明書」
7 里親・児童養護施設長の方	・「措置決定通知書」の写し
8 生活保護を受けている	・さいたま市各区役所福祉課が発行する「生活保護受給証明書」
9 ひとり親世帯等（ひとり親世帯又は在宅障害児(者)がいる世帯）	・「児童扶養手当証書」の写し ・「身体障害者手帳」の写し など ※詳しくは「保育料等減免措置に関する調書」の裏面（9）をご覧ください。

### 4 提出先・問い合わせ

【提出期限】 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

【提出先】 \_\_\_\_\_幼稚園

【電話番号】 \_\_\_\_\_

※ 分からないことがありましたら、まずは幼稚園に相談してください。

#### 【御注意ください！】

提出が遅れると、減免措置を受けることができなくなるなど、不利益を被る場合があります。

## 5 減免限度額

世帯の収入状況（市民税課税額）と構成状況（園児が子どもの中で第何子か）に応じて、下表のようになります。

（市民税の確認方法は4ページをお読みください。）

（単位：円）

世帯区分		兄・姉範囲	減免限度額（1人あたり・年額）		
			① 第1子	② 第2子	③ 第3子
A	・生活保護を受けている	年齢制限なし	308,000	308,000	308,000
B	・市民税が非課税 ・市民税所得割額が0円 （モデルケース年収270万円程度）		308,000	308,000	308,000
	・市民税が非課税又は市民税所得割額が0円の ひとり親世帯等		308,000	308,000	308,000
C	・市民税所得割額が102,800円以下*の世帯 ※指定都市以外で課税されている場合は77,100円以下 （モデルケース年収360万円程度）		227,200	267,000	308,000
	・市民税所得割額が102,800円以下* のひとり親世帯等 ※指定都市以外で課税されている場合は77,100円以下		308,000	308,000	308,000
D	・市民税所得割額が281,600円以下*の世帯 ※指定都市以外で課税されている場合は211,200円以下 （モデルケース年収680万円程度）	小学校 3年生まで	102,200	205,000	308,000
E	・市民税所得割額が281,600円超*の世帯 ※指定都市以外で課税されている場合は211,200円超		40,000	174,000	308,000

### ★ 満3歳児の特例

兄・姉の年齢を問わず、園児が第3子以降の満3歳児であるときは、A～Eのいずれの世帯区分であっても、保育料等の合計額又は308,000円のいずれか低い方の額を上限に、減免措置を受けることができます。

### 【備考】

#### 1 世帯区分について

①さいたま市を含む指定都市\*では、平成30年度から市民税所得割の税率が変更されています。上表は変更後の税率に基づく市民税所得割額を表記しています。

\*指定都市とは、さいたま市のほか、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市を指します。

②園児の父母及び家計の主宰者である扶養義務者の市民税所得割額の合算額で判定します。

③「市民税所得割額」は、地方税法による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額になります。

④さいたま市以外の指定都市で課税され、配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除を受けているとき、減免限度額の算定に影響する場合がありますので、所得（課税）証明書のほかに、それらの額が明記されている書類（確定申告書の写しなど）を調書に貼付してください。

⑤婚姻歴のないひとり親の方は、「さいたま市寡婦（夫）控除みなし適用申立書」を提出することで、寡婦・寡夫控除のみなし適用を受けることができます。申立書は以下のURLからダウンロードできます。（なお、みなし適用を受けても、減免限度額が変わらない場合があります。）

URL：<http://www.city.saitama.jp/005/001/002/p0490003.html>

⑥税未申告や、書類不備により市民税額が確認できない世帯は、第何子であっても減免限度額は年額4万円となります。

#### 2 兄姉範囲について

①世帯区分A～Cの世帯については、兄・姉の年齢、就園・就学状況にかかわらず、対象園児が、生計を一にする同一世帯内で第何子にあたるかで減免限度額を算定します。

②世帯区分D、Eの世帯については、同一世帯に属する、幼稚園・認可保育所・認定こども園等を利用する就学前の兄・姉及び小学校1年生から3年生までの兄・姉の中で対象園児が第何子にあたるかで減免限度額を算定します。

#### 3 途中入退園者等の扱いについて

年度途中の入退園や市外からの転入、市外への転出があった場合、月割計算を行い、減免限度額を算定します。

また、減免措置を受けた後に途中退園や市外転出した場合、減免措置を受けた額の一部を返還していただくことがあります。（市外に転出される場合は、事前に必ず幼稚園に御連絡ください。）

#### 4 減免限度額について

減免限度額は、平成30年度中に幼稚園へ納入した保育料等の合計額が限度額となります。幼稚園に納入した保育料等の合計額が減免限度額を下回る場合、保育料等の合計額が限度額となります。

## 6 減免限度額の確認方法（サンプル）

### サンプル世帯①

#### 【世帯構成の状況】

父・母・小5の姉・小1の兄・**園児(年中)**の5人家族

#### 【世帯の収入の状況】

父 市民税所得割額 150,000 円

母 市民税所得割額 50,000 円

世帯の市民税所得割額合計 **200,000 円**

⇒ 世帯区分D

#### 【第何子か】

小5の姉：（世帯区分Dは小4以上の兄・姉をカウントしない）

小1の兄：**第1子**

園児（年中）：**第2子**

**減免限度額⇒205,000 円**

世帯区分	兄・姉範囲	減免限度額（1人あたり・年額）		
		① 第1子	② 第2子	③ 第3子
A	・生活保護を受けている	308,000	308,000	308,000
B	・市民税が非課税 ・市民税所得割額が0円 （モデルケース年収270万円程度）	308,000	308,000	308,000
	・市民税が非課税又は市民税所得割額が0円のひとり親世帯等	308,000	308,000	308,000
C	・市民税所得割額が102,800円以下 <sup>※</sup> の世帯 ※指定都市以外で課税されている場合は77,100円以下 （モデルケース年収360万円程度）	227,200	267,000	308,000
	・市民税所得割額が102,800円以下 <sup>※</sup> のひとり親世帯等 ※指定都市以外で課税されている場合は77,100円以下	308,000	308,000	308,000
D	・市民税所得割額が281,600円以下 <sup>※</sup> の世帯 ※指定都市以外で課税されている場合は211,200円以下 （モデルケース年収680万円程度）	102,200	205,000	308,000
E	・市民税所得割額が281,600円超 <sup>※</sup> の世帯 ※指定都市以外で課税されている場合は211,200円超	40,000	174,000	308,000

### サンプル世帯②

#### 【世帯構成の状況】

父・母・中1の兄・小4の兄・**園児(年長)**の5人家族

#### 【世帯の収入の状況】

父 市民税所得割額 50,000 円

母 市民税所得割額 20,000 円

世帯の市民税所得割額合計 **70,000 円**

⇒ **世帯区分C**

#### 【第何子か】

中1の兄：**第1子**（世帯区分Cは小4以上の兄・姉をカウント）

小4の兄：**第2子**（*II*）

園児（年長）：**第3子**

**減免限度額⇒308,000 円**

世帯区分	兄・姉範囲	減免限度額（1人あたり・年額）		
		① 第1子	② 第2子	③ 第3子
A	・生活保護を受けている	308,000	308,000	308,000
B	・市民税が非課税 ・市民税所得割額が0円 （モデルケース年収270万円程度）	308,000	308,000	308,000
	・市民税が非課税又は市民税所得割額が0円のひとり親世帯等	308,000	308,000	308,000
C	・市民税所得割額が102,800円以下 <sup>※</sup> の世帯 ※指定都市以外で課税されている場合は77,100円以下 （モデルケース年収360万円程度）	227,200	267,000	308,000
	・市民税所得割額が102,800円以下 <sup>※</sup> のひとり親世帯等 ※指定都市以外で課税されている場合は77,100円以下	308,000	308,000	308,000
D	・市民税所得割額が281,600円以下 <sup>※</sup> の世帯 ※指定都市以外で課税されている場合は211,200円以下 （モデルケース年収680万円程度）	102,200	205,000	308,000
E	・市民税所得割額が281,600円超 <sup>※</sup> の世帯 ※指定都市以外で課税されている場合は211,200円超	40,000	174,000	308,000

### サンプル世帯③

#### 【世帯構成の状況】

父・母・小4の兄・**園児(年長)**の4人家族

#### 【世帯の収入の状況】

父 市民税所得割額 240,000 円

母 市民税所得割額 50,000 円

世帯の市民税所得割額合計 **290,000 円**

⇒ **世帯区分E**

#### 【第何子か】

小4の兄：（世帯区分Eは小4以上の兄・姉をカウントしない）

園児（年長）：**第1子**

**減免限度額⇒40,000 円**

世帯区分	兄・姉範囲	減免限度額（1人あたり・年額）		
		① 第1子	② 第2子	③ 第3子
A	・生活保護を受けている	308,000	308,000	308,000
B	・市民税が非課税 ・市民税所得割額が0円 （モデルケース年収270万円程度）	308,000	308,000	308,000
	・市民税が非課税又は市民税所得割額が0円のひとり親世帯等	308,000	308,000	308,000
C	・市民税所得割額が102,800円以下 <sup>※</sup> の世帯 ※指定都市以外で課税されている場合は77,100円以下 （モデルケース年収360万円程度）	227,200	267,000	308,000
	・市民税所得割額が102,800円以下 <sup>※</sup> のひとり親世帯等 ※指定都市以外で課税されている場合は77,100円以下	308,000	308,000	308,000
D	・市民税所得割額が281,600円以下 <sup>※</sup> の世帯 ※指定都市以外で課税されている場合は211,200円以下 （モデルケース年収680万円程度）	102,200	205,000	308,000
E	・市民税所得割額が281,600円超 <sup>※</sup> の世帯 ※指定都市以外で課税されている場合は211,200円超	40,000	174,000	308,000

# 7 市民税の確認方法

市民税は、平成30年1月1日時点で住民登録のある市区町村で課税されます。さいたま市で課税されている場合には、次の書類で確認することができます。

## ① 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

会社員の方に、勤務先から配布されます。6月の給与明細と併せて配布されることが多いようです。所得税（国税）の源泉徴収票とは異なります。

平成30年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）		平成30年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）																																																			
<table border="1"> <tr><td>給与収入</td><td></td></tr> <tr><td>給与所得</td><td></td></tr> <tr><td>その他の所得計</td><td></td></tr> <tr><td>総所得金額①</td><td></td></tr> </table>	給与収入		給与所得		その他の所得計		総所得金額①		<table border="1"> <tr><td>主たる給与以外の合計</td><td></td></tr> <tr><td>所得区分</td><td></td></tr> <tr><td>課税標準</td><td></td></tr> <tr><td>市民税</td><td></td></tr> <tr><td>県民税</td><td></td></tr> <tr><td>特別徴収税額</td><td></td></tr> </table>	主たる給与以外の合計		所得区分		課税標準		市民税		県民税		特別徴収税額		<table border="1"> <tr><td>税額控除額①</td><td></td></tr> <tr><td>所得割額②</td><td></td></tr> <tr><td>均等割額③</td><td></td></tr> <tr><td>特別徴収税額④</td><td></td></tr> <tr><td>控除不足額⑤</td><td></td></tr> <tr><td>既充当額⑥</td><td></td></tr> <tr><td>既納付額⑦</td><td></td></tr> <tr><td>前年度前納額⑧</td><td></td></tr> <tr><td>変更前税額⑨</td><td></td></tr> <tr><td>増減額⑩</td><td></td></tr> </table>	税額控除額①		所得割額②		均等割額③		特別徴収税額④		控除不足額⑤		既充当額⑥		既納付額⑦		前年度前納額⑧		変更前税額⑨		増減額⑩		<table border="1"> <tr><td>受給者番号</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> <tr><td>住所（1月1日現在）</td><td></td></tr> <tr><td>指定番号</td><td></td></tr> <tr><td>宛名番号</td><td></td></tr> </table>	受給者番号		氏名		住所（1月1日現在）		指定番号		宛名番号	
給与収入																																																					
給与所得																																																					
その他の所得計																																																					
総所得金額①																																																					
主たる給与以外の合計																																																					
所得区分																																																					
課税標準																																																					
市民税																																																					
県民税																																																					
特別徴収税額																																																					
税額控除額①																																																					
所得割額②																																																					
均等割額③																																																					
特別徴収税額④																																																					
控除不足額⑤																																																					
既充当額⑥																																																					
既納付額⑦																																																					
前年度前納額⑧																																																					
変更前税額⑨																																																					
増減額⑩																																																					
受給者番号																																																					
氏名																																																					
住所（1月1日現在）																																																					
指定番号																																																					
宛名番号																																																					
<table border="1"> <tr><td>住宅借入金等特別税額控除</td><td>円</td></tr> <tr><td>市民税</td><td>円</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>円</td></tr> </table>		住宅借入金等特別税額控除	円	市民税	円	県民税	円	<table border="1"> <tr><td>納付月</td><td>6月分</td><td>9月分</td><td>12月分</td><td>3月分</td></tr> <tr><td>前納月</td><td>7月分</td><td>10月分</td><td>1月分</td><td>4月分</td></tr> <tr><td>額</td><td>8月分</td><td>11月分</td><td>2月分</td><td>5月分</td></tr> </table>		納付月	6月分	9月分	12月分	3月分	前納月	7月分	10月分	1月分	4月分	額	8月分	11月分	2月分	5月分																													
住宅借入金等特別税額控除	円																																																				
市民税	円																																																				
県民税	円																																																				
納付月	6月分	9月分	12月分	3月分																																																	
前納月	7月分	10月分	1月分	4月分																																																	
額	8月分	11月分	2月分	5月分																																																	

## ② 市民税・県民税 税額決定 納税通知書

自営業者など普通徴収の方に、市から郵送されます（6月中旬頃）。

平成30年度市民税・県民税算出内容			
税額明細	課税標準額(千円)	市民税所得割額(円)	県民税所得割額(円)
課税総所得			
人的控除差調整額			
住宅取得控除			
所得割額			
均等割			
合計額			
合計年税額			
内給与特別徴収税額			
内公的年金特別徴収税額			
差引普通徴収税額			

期別	納期限
普通徴収	

公的年金特別徴収	支払者の名称	支払者の法人番号	公的年金の種類	徴収月	特別徴収税額(円)
年度	仮特別徴収税額				
年度	特別徴収税額				
年度	仮特別徴収税額				

世帯の収入の状況は、市民税所得割額で判定します。ただし、住宅借入金等特別税額控除を受けている場合には、適用前の額(足し戻した額)となります。



## ③ 市民税・県民税 所得証明書（税額控除、所得控除、扶養状況の記載があるもの）

さいたま市では、各区役所課税課、支所・市民の窓口等で発行しています（有料）。他市区町村では、「課税証明書」と呼んでいることがあります。

平成30年度 市民税・県民税 所得証明書																															
<table border="1"> <tr><td>課税期日住所</td><td>埼玉県さいたま市●●区●●▲丁目▲番▲号</td></tr> <tr><td>課税期日氏名</td><td>●●●●</td></tr> </table>	課税期日住所	埼玉県さいたま市●●区●●▲丁目▲番▲号	課税期日氏名	●●●●	<table border="1"> <tr><td>課税標準額</td><td>税額</td></tr> <tr><td>課税標準額</td><td>税額</td></tr> <tr><td>課税標準額</td><td>税額</td></tr> <tr><td>課税標準額</td><td>税額</td></tr> </table>			課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額																
課税期日住所	埼玉県さいたま市●●区●●▲丁目▲番▲号																														
課税期日氏名	●●●●																														
課税標準額	税額																														
課税標準額	税額																														
課税標準額	税額																														
課税標準額	税額																														
<table border="1"> <tr><td>合計所得金額</td><td>●●●●</td></tr> <tr><td>総所得金額等</td><td>●●●●</td></tr> <tr><td>** 以下余白 **</td><td></td></tr> </table>	合計所得金額	●●●●	総所得金額等	●●●●	** 以下余白 **		<table border="1"> <tr><td>課税標準額</td><td>税額</td></tr> <tr><td>課税標準額</td><td>税額</td></tr> <tr><td>課税標準額</td><td>税額</td></tr> <tr><td>課税標準額</td><td>税額</td></tr> </table>			課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額														
合計所得金額	●●●●																														
総所得金額等	●●●●																														
** 以下余白 **																															
課税標準額	税額																														
課税標準額	税額																														
課税標準額	税額																														
課税標準額	税額																														
<table border="1"> <tr><td>所得の種類・金額</td><td>控除の種類・金額</td></tr> <tr><td>所得の種類・金額</td><td>控除の種類・金額</td></tr> <tr><td>所得の種類・金額</td><td>控除の種類・金額</td></tr> </table>	所得の種類・金額	控除の種類・金額	所得の種類・金額	控除の種類・金額	所得の種類・金額	控除の種類・金額	<table border="1"> <tr><td>課税標準額の種類・金額</td><td>摘要</td></tr> <tr><td>課税標準額の種類・金額</td><td>摘要</td></tr> <tr><td>課税標準額の種類・金額</td><td>摘要</td></tr> </table>			課税標準額の種類・金額	摘要	課税標準額の種類・金額	摘要	課税標準額の種類・金額	摘要																
所得の種類・金額	控除の種類・金額																														
所得の種類・金額	控除の種類・金額																														
所得の種類・金額	控除の種類・金額																														
課税標準額の種類・金額	摘要																														
課税標準額の種類・金額	摘要																														
課税標準額の種類・金額	摘要																														
<table border="1"> <tr><td>該当区分</td><td>控除対象配偶者</td><td>扶養人数</td><td>障害人数</td><td>本人該当</td></tr> <tr><td>一般</td><td>老人</td><td>特定</td><td>老人</td><td>老人</td></tr> <tr><td>老人</td><td>老人</td><td>老人</td><td>老人</td><td>老人</td></tr> <tr><td>老人</td><td>老人</td><td>老人</td><td>老人</td><td>老人</td></tr> </table>	該当区分	控除対象配偶者	扶養人数	障害人数	本人該当	一般	老人	特定	老人	老人	老人	老人	老人	老人	老人	老人	老人	老人	老人	老人	<table border="1"> <tr><td>摘要</td><td>摘要</td></tr> <tr><td>摘要</td><td>摘要</td></tr> <tr><td>摘要</td><td>摘要</td></tr> <tr><td>摘要</td><td>摘要</td></tr> </table>			摘要	摘要	摘要	摘要	摘要	摘要	摘要	摘要
該当区分	控除対象配偶者	扶養人数	障害人数	本人該当																											
一般	老人	特定	老人	老人																											
老人	老人	老人	老人	老人																											
老人	老人	老人	老人	老人																											
摘要	摘要																														
摘要	摘要																														
摘要	摘要																														
摘要	摘要																														

これらはさいたま市の書式です。他の市区町村では内容・名称が異なることがあります。御注意ください。



<さいたま市PRキャラクター> つなが竜 ヌウ

消えるボールペン・鉛筆は使用しないでください。  
処理時に文字が消えた場合、不利益を被る場合があります。

平成30年度 保育料等減免措置に関する調査

4歳児(年中)

※ 保護者案内の記入例をよくお読みになってから、太わく内のみ、黒のペン又はボールペンで記入してください。  
(消えるボールペンは使用しないでください。処理時に文字が消えた場合、不利益を被る場合があります。)  
保育料等減免措置に関する資格、要件を了承の上、提出します。

1 基本情報	フリガナ	サイタマ サクラ	フリガナ	サイタマ タロウ	
	氏名	埼玉 さくら	氏名	埼玉 太郎	
2 申込内容	生年月日	平成 25 年 10 月 13 日	生年月日	年 月 日	
	現住所	〒 330 - 9588 さいたま市 浦和 区 常盤6-4-4 <small>(さいたま市から転出した場合、さいたま市での最終住所を記入してください。)</small>	連絡先電話番号	自宅 048 - XXXX - XXXX 携帯 048 - XXXX - XXXX	
3 園児の属する世帯の状況	平成30年1月1日時点の住所	同上 <small>(上記住所と同じ場合、「同上」と記入してください。異なる場合、添付書類が必要となる場合がありますので、裏面を確認してください。)</small>			
	申込区分	<input checked="" type="radio"/> 下記【同意事項】に世帯全員が同意し、減免措置を申し込みます。 <input type="radio"/> 減免措置を申し込みません。 <small>(以下の記入は不要です。)</small>			
【同意事項】					
1 減免限度額の算定に必要な範囲で、さいたま市がさいたま市住民基本台帳及びさいたま市住民税課税台帳を閲覧することに同意します。 2 幼稚園が減免措置を行うために必要な減免限度額に関する情報を、さいたま市が幼稚園に提供することに同意します。 3 さいたま市から転出した場合、転出先市区町村からの照会に対して、さいたま市が減免限度額の算定に必要な情報を当該市区町村へ提供することに同意します。 4 年度途中にさいたま市へ転入した場合、転入前市区町村における減免限度額の算定に必要な情報について、さいたま市が当該市区町村へ照会することに同意します。					
① 小学校1年生～3年生の兄・姉の状況					
	フリガナ 氏名	生年月日	園児から見た続柄	小学校名	学年
1	サイタマ ミナミ 埼玉 みなみ	H 22.12.3	兄・姉	さいたま 小学校	1年生 2年生 3年生
2		H . . .	兄・姉	小学校	1年生 2年生 2年生
3		H . . .	兄・姉	小学校	1年生 2年生 3年生
② 幼稚園・認可保育所等に通園している兄・姉の状況 ※ 同一幼稚園以外の施設に通園している場合、添付書類が必要です。					
	フリガナ 氏名	生年月日	園児から見た続柄	幼稚園等の名称	歳児等
1	サイタマ ハナコ 埼玉 華子	H 24.7.1	兄・姉	幼児未来幼稚園	幼稚園 (満3年少 年中 年長) その他 ( )
2		H . . .	兄・姉		幼稚園 (満3年少 年中 年長) その他 ( )
3		H . . .	兄・姉		幼稚園 (満3年少 年中 年長) その他 ( )
③ 園児本人、上記①・②を除いた世帯の状況 ※ 園児と生計を一にする祖父母や弟・妹、4以上の兄・姉等の親族を記入してください。					
	フリガナ 氏名	生年月日	園児から見た続柄	備考 (単身赴任先・幼稚園名・学校名等)	平成30年度市民税課税状況 控除等 均 判定税額 (住宅控除) (所得割額)
1	サイタマ タロウ 父 埼玉 太郎	H 57.5.2	父		非配扶 非 専 課 , , ,
2	サイタマ ミドリ 母 埼玉 翠	H 57.3.8	母	〇〇市へ里帰り出産中	非配扶 非 専 課 , , ,
3	サイタマ ユメ 埼玉 希望	H 19.10.4	姉	さいたま小学校(5年)	非配扶 非 専 課 , , ,
4	サイタマ アヤ 埼玉 彩	H 26.9.4	妹	幼児未来幼稚園(年少)	非配扶 非 専 課 , , ,
5	サイタマ ヒロキ 埼玉 秀樹	H 30.6.2	祖父		非配扶 非 専 課 , , ,
6		H S . . .			専 課 , , ,
7		H S . . .			専 課 , , ,

押印欄  
朱肉印を押印してください。

平成30年1月1日時点の住所  
現住所と異なる場合、添付書類が必要となります。調書裏面を確認してください。

必ずどちらかに「○」を付けてください。  
「申し込みます」の区分に「○」が付いていない場合は、減免措置を受けることができません。

① 小学校1年生～3年生の兄・姉の状況  
該当する兄・姉がいる場合は、各項目を記入してください。また、小学校名と学年は必ず記入してください。

② 幼稚園・認可保育所等に通園している兄・姉の状況  
該当する兄・姉がいる場合は、各項目を記入してください。幼稚園等の名称と歳児等を必ず記入してください。また、兄・姉が同一幼稚園以外の施設に通園している場合、添付書類が必要となりますので、調書裏面を確認してください。

書き間違えた場合  
二重線 + 訂正印にて修正してください。  
修正液・修正テープは使用しないでください。

③ 園児本人、上記①・②を除いた世帯の状況  
父・母、それ以外の親族(生計を一にする祖父母や弟・妹、小学校4年生以上の兄・姉等)を記入してください。減免限度額の算定に必要な親族は審査の際に除外しますので、記入すべき親族かどうか判断できない場合は、同居の親族をすべて記入ください。  
父母の一方が不在の場合には、添付書類が必要となりますので、調書裏面を確認してください。

## 9 よくある質問 (FAQ)

### ① 市民税所得割額について

1	市民税所得割額は、何を見れば分かりますか。	「所得（課税）証明書」のほか、「特別徴収税額の決定通知書」又は「納税通知書」に記載されています。（【⑦市民税の確認方法】を御覧ください。）なお、源泉徴収票は所得税（国税）に関する書類ですので、市民税の内容は記載されていません。
2	税の書類が見当たりません。申込みは可能ですか。	可能です。ただし、さいたま市外で市民税が課税されている方（平成30年1月1日時点でさいたま市に住民登録がない方）は、税の書類がないと世帯区分を判定できないため、「所得（課税）証明書」を取得して、調書に貼付してください。「所得（課税）証明書」が調書に貼付されていない場合、第何子であっても減免限度額は年額40,000円となります。
3	市民税の「所得（課税）証明書」はどこでとれますか。	市民税を課税決定した市区町村の住民税担当部署の窓口で発行しています。市民税は、平成30年1月1日に住民登録のあった市区町村で課税されますので、該当する市区町村の住民税担当部署へお問い合わせください。さいたま市では、各区役所課税課です。
4	市民税が未申告であることがわかりました。減免限度額はどうなりますか。	市民税課税額を確認することができないため、第何子であっても減免限度額は年額40,000円となります。
5	父が単身赴任中です。何か必要なものはありますか。	さいたま市外で市民税が課税されている場合、市民税の「所得（課税）証明書」等を入し、調書に貼付していただく必要があります。通常、市民税は、平成30年1月1日に住民登録のあった市区町村で課税されています。
6	父が海外赴任中です。国内で課税されていませんが、何が必要ですか。	「保育料等の減免措置に関する給与証明書（海外勤務者用）」を調書に貼付してください。書式は幼稚園にありますので、幼稚園から受け取り、勤務先の給与担当部署に作成を依頼してください。

### ② 世帯の状況について

1	さいたま市に居住していますが、住民票は別の市にあります。この減免措置を受けることができますか。	さいたま市に住民登録のある方のみが減免措置の対象となります。さいたま市外に住民登録のある方は、住民登録のある市区町村で手続きをしてください。
2	祖父母とは同居していますが、生計は別です。祖父母の税額も合算されますか。	世帯の収入の状況は、原則として園児の父母両方の市民税所得割額の合計額で判定します。ただし、園児の父母両方が非課税で、かつ、園児本人又は園児の父母の一方若しくは双方を扶養にしている親族がいる場合には、当該親族を家計の主宰者である扶養義務者として合算します。
3	園児の父とは、離婚してはいませんが別居中です。世帯はどうなりますか。	世帯の収入の状況は、原則として園児の父母両方の市民税所得割額の合計額で判定します。そのため、別居している父についても、単身赴任等で別居している世帯と同様に、同一の世帯として扱います。

### ③ 減免措置の内容について

1	年収がどれくらいまでの世帯が、減免措置の対象となりますか。	年収によって、減免措置の対象外となることはありません。なお、減免限度額は、世帯の収入状況によって異なりますので、詳しくは【⑤減免限度額】を御覧ください。
2	園児の上に、小4の兄と小2の姉がいます。減免限度額はどうなりますか。	世帯区分がA～Cに該当する世帯においては、生計を一にする兄・姉であれば年齢を考慮する必要がないため、対象園児は第3子として減免限度額を算定します。世帯区分D、Eに該当する世帯においては、小学校4年生以上の兄・姉はカウントしませんので、対象園児は第2子として減免限度額を算定します。
3	補助金はいつ頃支給されますか。	さいたま市から直接保護者に補助金が支給されることはありません。翌年2～3月頃に市から幼稚園に補助金を交付し、幼稚園はそれを受けて保育料等の減免措置を行います。保育料等の減免方法は幼稚園によって異なりますので、2月以降、幼稚園に確認してください。
4	受け取った金額が、【⑤減免限度額】の表にない金額でした。なぜですか。	①年度の途中で入退園・転出入した等の理由により月割計算が行われた、②今年度の保育料等の合計額が減免限度額に満たなかった、等の理由が考えられます。まずは、幼稚園に確認してください。
5	さいたま市に居住したまま、別の幼稚園に転園します。必要な手続きはありますか。	減免措置の申込みは、幼稚園ごとに行う必要がありますので、転園前の幼稚園及び転園後の幼稚園の両方に対し減免措置の申込みを行ってください。片方しか提出しなかった場合、本来受けることのできた減免措置の一部が受けられなくなります。

### ④ その他よく寄せられる質問について

市税や戸籍の証明書の取得方法等、お問い合わせの多い「質問」とその「回答」につきましては、さいたま市WEBサイト「よくある質問」で調べることができますので、御活用ください。

URL <http://www.shiminokoe.city.saitama.jp/WebFaq>（または右のQRコードでアクセス）

